

## 「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「清流」環境の保全を推進するためのシンボルであるマスコットキャラクター「清流ミナモ」のデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、デザインとは別表1に掲げるものをいう。

### (デザイン等の使用)

第3条 デザインは、別表2に掲げる活動のいずれかに該当する場合において使用することができる。

### (使用承認)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「清流ミナモ」デザイン使用承認申請書(様式第1号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 県の機関が使用するとき。
  - (2) 県有施設の指定管理者が当該施設の管理・運営の範囲内において使用するとき。
  - (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
  - (4) 県の機関の依頼に基づいて県以外の者が使用するとき。
  - (5) その他、知事が環境保全政策の推進のため適当と認める者が使用するとき。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。
- (1) 県及びマスコットキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (4) 特定の政治、宗教及び思想に係る活動とみなされるとき。
  - (5) 生物多様性の保全に反する影響が生じるおそれのあるとき。
  - (6) 営業又は販売物に使用するとき。ただし、知事が特別に認める場合を除く。
  - (7) その他、知事がデザインの使用について不適當と認めるとき。
- 3 前項の規定による承認は、「清流ミナモ」デザイン使用承認通知書(様式第2号)により行うものとし、知事は、当該承認にあたって必要な条件を付することができる。
- 4 前項の承認を受けた者は、デザインを使用した月の翌月末までに、「清流ミナモ」デザイン使用報告書(様式第3号)にデザインを使用したことを証する資料を添付し、知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、デザインを使用する者に対し、使用状況についての現地調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

### (使用料)

第5条 デザインの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変又は他のイラストを重ねた使用等をしないこと。
- (2) 承認を受けた用途に限って使用し、承認条件に従うこと。
- (3) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、当該デザインに「清流ミナモ」の文字を記すこと。

(承認内容の変更)

第7条 デザインの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「清流ミナモ」デザイン使用承認変更申請書(様式第4号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項から第5項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(承認の取消)

第8条 知事は、デザインの使用がこの要領及び承認された内容に違反していると認めるときは、「清流ミナモ」デザイン使用承認取消通知書(様式第5号)により当該承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件の使用を中止し、速やかに当該物件を回収しなければならない。

3 前項の場合において、承認を取り消された者にいかなる損害が生じても、県はその責めを負わない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

「清流ミナモ」デザイン



使用部分	カラー指定	モノクロ指定
キャラクター輪郭	[黒色] DIC 582 K:100	K:100
キャラクター服（濃色）、帽子（濃色） 鼻、水のイメージ部分	[濃い水色] DIC 69 C:72 M:2	K:55
キャラクター服（淡色）	[淡い水色] DIC 579 (25%) C19 M:5	K:10
キャラクター手、足、帽子（淡色）	[黄色] DIC 87 Y:92	
キャラクター顔	[淡い黄色] DIC 567 (25%) C:4 M:2 Y:17	ホワイト
岐阜県イメージ部分	[緑色] DIC 643 C:100 Y:86	K:75

別表 2

活動区分	活動内容
清流を守る活動	①生物が棲めるきれいな水を守る活動 水質の監視、水質汚濁事故防止、生活排水対策、河川等の水質改善、環境保全型農業、魚つき保安林の保全、魚類等の生息調査 など
	②自然と共生した川をつくる活動 生物や景観にも配慮した川づくり、希少な野生生物の保全、水田等の生態系保全、農山村の水辺環境保全 など
	③「水みち」の連続性を確保する活動 水田魚道の整備、河川魚道の維持管理、魚類等の遡上調査 など
	④水を蓄え、土壌が流出しにくい山をつくる活動 森林・里山の整備、水源林の保全、岐阜県産 J-VER の販売促進、野生動物による森林の食害対策、棚田の保全 など
清流を活かす活動	①森・川から生まれる環境価値を活かす活動 小水力発電の導入、木質バイオマスの利用促進 など
	②森・川が育む豊かな自然環境を活かす活動 地域の自然環境等を活かしたツーリズムの推進 など
	③森・川から生まれる県産品を活かす活動 県産材の利用促進、県産材製品のブランド力向上、環境保全型農産物の販売促進、地産地消の推進、清流魚の利用促進 など
清流を伝える活動	①清流を学び、次世代へ伝える活動 カワゲラウォッチング（水生生物調査）、森川里における自然体験・環境学習、環境学習指導者の養成、シンポジウムの開催 など
	②県民協働による流域活動 上下流の交流、流域の団体等による河川清掃、県民参加による河川の水質調査 など
	③岐阜の清流を県内外にPRする活動 流域の活動団体によるネットワークづくり、地域の自然環境や清流などをテーマにしたイベントの開催、地域の自然環境や清流などを体感できるイベントの開催、県外で開催されるイベント等におけるPR など
その他の活動	①県の環境保全政策を広く県民等に周知する活動 印刷物や広報媒体等への掲載 など

様式第1号

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所  
団体名  
代表者名

「清流ミナモ」デザイン使用承認申請書

「清流ミナモ」のデザインを使用したいので、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
担当者 連絡先	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：
頒布計画	

- ※添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
(2) 申請者の概要、現況を示すもの  
(3) その他参考となるもの

様

岐阜県知事

「清流ミナモ」デザイン使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった「清流ミナモ」のデザイン等の使用については、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領第4条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
使用条件	

- ※ 「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領、承認を受けた内容を遵守すること。
- ※ 承認された内容を変更する場合は、「清流ミナモ」デザイン使用承認変更申請書を提出すること。
- ※ デザインを使用した月の翌月末までに、「清流ミナモ」デザイン使用報告書を提出すること。

様式第3号

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所  
団体名  
代表者名

「清流ミナモ」デザイン使用報告書

年 月 日付け 第 号により承認のあった「清流ミナモ」のデザイン等の使用については、下記のとおり使用したので、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領第4条第4項の規定により報告します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
頒布実績 (又は計画)	

※添付書類 デザイン等を使用したことを証する資料

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所  
 団体名  
 代表者名

「清流ミナモ」デザイン使用承認変更申請書

年 月 日付け 第 号により承認のあった「清流ミナモ」デザイン等の使用については、その内容を変更したいので、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量		
担当者 連絡先	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：
頒布計画		

- ※添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
 (2) その他参考となるもの



様式第5号

文書番号  
年 月 日

様

岐阜県知事

「清流ミナモ」デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付け 号により承認した「清流ミナモ」デザイン使用については、「清流ミナモ」デザイン使用取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおりその承認を取り消すこととしたので通知します。

なお、この通知日以降、取り消し対象となったものを使用、配布、掲示してはなりません。

記

1 取消対象

2 取消理由